

労務ROAD

- 新年度のチェックリスト
- 雇用保険料率が下がります

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

新年度のチェックリスト

暖かい日が続くようになり、ようやく桜も咲き始めてきました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。既に確認されている項目ばかりかもしれませんが、下記にチェックリストを記載致しましたので、全て完了しているか、再確認をされてみてはいかがでしょうか。

- 新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
- 従業員の扶養親族の状況確認(就学・就職)、家族手当の見直し
- 従業員の緊急連絡先・保証人の見直し(特に単身者の方)
- 通勤経路の確認
- マイカー通勤申請書の更新、任意保険の確認
- 雇用保険免除者のチェック
(⇒4月1日現在で64歳以上の方は雇用保険料がかかりません。
※平成32年3月31日まではかかりません。)
- 今年度、介護保険料対象者のチェック(40歳、65歳)
(⇒満40歳に達した月から徴収開始、満65歳に達した月から徴収なし)
- 中退共の掛け金の見直し
- 従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認
(⇒学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請をすることができます。申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。)



雇用保険料率が下がります

平成29年4月から雇用保険料率が下がります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000

4月給与より、一般の事業主様は従業員から3/1,000、建設の事業主様は従業員から4/1,000を徴収することになりますので、ご注意下さい。

【厚生労働省より】

仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？
詳細が気になった方、質問がある方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！